

## 第7章 無効審判の審理促進

### I. 改正の必要性

無効審判事件は、侵害訴訟等の当事者間の紛争と関連するが多く、侵害訴訟が提訴された場合には侵害訴訟事件の判決よりも早く審決が要請されているところである。

無効審判の審理に時間がかかる主な原因としては、審判請求の理由補充（主張及び証拠）を無期限に認めている点が挙げられる。これは、審理が進んだ段階で、請求人がその理由の要旨を変更するケースが多く、実質的な審理のやり直しをせざるを得ないことから審理が長期化しているためである。

審判請求書の理由補充については、特許法第131条第2項に規定されている。これは、審判請求時に記載した理由以外に、新たな理由が遅れて発見された場合について救済を図るために例外規定であり、本来無効となるべき特許権等については、要旨変更となる理由補充（注1）であっても、真理の究明という意味において、審理すべきことを規定したものと考えられる。

当該規定は真理の究明という面では妥当なものと考えられるが、実際は請求人が都合よく利用するケースが極めて多い。すなわち、当該規定について、理由の補充は無期限、無制限に認められるという根拠規定として用いることで、請求人が審理の遅延、審理のやり直しを謀るという弊害の方が目立つ事態が生じている。

また、特許法第168条第2項において「裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる」という規定がある（注2）ものの、審理進行上の理由により、侵害訴訟の判決が無効審判の審決より早く出るケースが出てきている。このような傾向を放置すれば、無効審判制度自体が形骸化されることとなり、近年、特にその問題について指摘がされてきている。

侵害訴訟と関連している無効審判はもちろんのこと、それ以外の無効審判が請求されるケースについても、通常水面下で権利侵害についての話し合い中の事件や警告状の送付等で交渉中の事件などのように、当事者間において何らかの紛争状態にあることが多いものと考えられる。したがって、このようなケースについても、侵害訴訟と関連する無効審判と同様に、当事者間の紛争を迅速に解決するために無効審判の審理促進を図る必要性が高いものと考えられる。実用新案においては、無効審判について、理由補充の制限の規定をすでに採り入れている（注3）ところであるが、この結果、かなりの程度、審理の迅速化が促進されている。

[注1]要旨変更となる理由補充の具体例としては、無効理由の根拠規定の変更や、無効理由を構成する主要証拠の差し替え、追加などが挙げられる。周知事実を裏付けるための証拠の追加あるいは主要証拠の信憑性を高めるための間接証拠の追加は要旨変更には当たらない。

[注2]実用新案では、無審査で権利が設定されるので、特許の場合とは異なり、訴訟手続は審決があるまで原則中止することとされている（実用新案法第40条の2第1項）。

[注3]平成5年法において、実用新案の権利期間が6年と短縮されたこと及び侵害訴訟に関連して無効審判が請求された場合には、訴訟手続が、原則、中止となる規定が設けられたことに伴い、無効審判において迅速な審理が求められたことによるもの。

## II. 改正の概要

無効審判において、審判請求書の理由の要旨を変更するような補正を認めないこととし、理由の要旨を変更する主張は別途無効審判を新たに請求させることとした。

(補説) 無効審判以外の審判についての検討

審判請求の理由の要旨を変更するような補正を認めないこととするには、審判請求人の理由補充する権利を制限するものであることを考慮すると、その審判の性格が①審判請求を準備するのに、十分な準備期間が与えられているものであること及び②無制限な理由の補充が一方当事者にとって不当な審理遅延の一因となるものであることという要件を備えていることが必要と考えられる。これらを満たすものは無効審判以外の審判ではなく、この改正では無効審判についてのみ手当することとした。

### III. 特許法の改正条文の解説

#### 1. 無効審判における理由補充の制限

(審判請求の方式)

第一百三十一条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 審判事件の表示
  - 三 請求の趣旨及びその理由
- 2 前項の規定により提出した請求書の補正是、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第一百二十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

(第三項略)

本条は、審判請求書の必要的記載事項及び請求書の補正について規定したものである。

改正前の本条第2項は、そのただし書において、審判の種類にかかわらず、審判請求の理由の補正について、その要旨を変更するものであっても広く認容していた。

今回の改正は、無効審判の審理促進の観点から、理由の要旨を変更する主張は別途無効審判を請求させることとし、無効審判において請求の理由の要旨を変更するような補正是認めないとするものである。

よって、ただし書において、要旨変更となる補正を認める対象から無効審判を除くこととし、「第百一十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における」を「ただし、」の次に加えたものである。

なお、意匠法第52条又は商標法第56条第1項において特許法第131条第2項を準用しており、意匠登録無効審判及び商標登録無効審判(注)についても、特許無効審判と同様に請求の理由の要旨を変更するような補正是認めないとするものである。実用新案登録無効審判については、前述のとおり、すでに改正済みである。

[注]防護標章登録無効審判(商標法第68条第4項において準用する第46条)、商標権の存続期間の更新登録無効審判(商標法等の一部を改正する法律(平成8年法律第68号)附則第9条の規定によりなお効力を有するものとされた旧商標法第48条)、重複登録商標の商標権の存続期間の更新登録無効審判(商標法等の一部を改正する法律(平成8年法律第68号)附則第17条)及び書換登録無効審判(商標法附則第14条)は含まれない。